

協約・協定改訂 職場要求を勝ち取ろうシリーズ⑦

2014年度基本協約・協定改訂第6回団体交渉 開業50周年記念「商品券」を支給せよ！ 9年間も放置！諸手当を増額せよ！

本部は9月8日、2014年度基本協約・協定改訂第6回団体交渉を開催しました。今回は労働条件の賃金関係について、通勤関係、出向社員の労働条件、その他について議論しました。

会社は、9年間も増額しない諸手当について「変える考えはない」とし、新幹線50周年記念の「商品券」も「支給する考えはない」と主張。出向者の労働条件などについても何ら改善する考えがないことを明らかにするなど、誠意ある態度は微塵も感じられませんでした。

本部は、怒りを持って組合員の声を会社にぶつけ、現行協約の改善を強く主張しました。

詳細は業務速報No.925を参照して下さい。

- ☆乗務手当を増額し1kmあたり運転士3円、車掌2円を支給すること！
- ★そのような考えはない。特殊作業には適正な手当を支給している。
- ☆旅客の介助・介護業務に手当を新設すること！
- ★営業手当がある。手当を細分化する考えはない。
- ☆通勤時間が15分短縮となる経路の認定は乗換え時間も含めること！
- ★個別の乗換え時間を検証するのは不可能なので含まない。
- ☆東海鉄事、静岡支社管内で「新幹線モニター通勤」を認めること！
- ★自社の並行在来線がある区間は認めない。
- ☆出向社員を夜勤が連続する勤務に就かせないこと！
- ★業務上必要ならば夜勤が連続することもある。
- ☆「家族用社宅の使用料金等の改定」を撤回すること！
- ★撤回する考えはない。
- ☆健康診断は勤務免除で受検できるようにすること！
- ★健康診断は自己の時間で受けるものだが、支障が無ければ認める。

第7回団体交渉は9月11日、16時から開催し、運輸系統の社員運用、60歳定年、専任社員の雇用・労働条件等について議論します。

通勤手当は本人が希望する経路で支給せよ！
出向作業手当（B）を月額2万円とせよ！